

# 夜間金庫規定

相双五城信用組合

## 1、(使用目的)

夜間金庫は、使用者が当組合のご本人の当座預金、普通預金及びその他の預金へ、営業時間外にご入金のみ、ご使用することが出来ます。

この場合、当組合は本規定の外、当座預金、普通預金等の規定によりお取扱いいたします。

## 2、(使用方法)

- (1) ご入金の場合は、かねて差上げておきました当組合所定の当座勘定入金伝票に、氏名、金額その他の所要事項をご記入の上金種別内訳表を添え又普通預金の場合は、同伝票と通帳を添えて、現金・小切手等とともに入金袋に入れて施錠をし、金庫の鍵を開けて投入口より入金袋を差し込み、投入扉を閉じて施錠して下さい。入庫いたしますと、右側のレシート装置より受付票が発行されますからお受け取り下さい。
- (2) この金庫にお入れになった入金袋は、翌営業日に当組合において開封し内容を確認の上その金額をご入金として記帳いたします。  
万一、現金その他が同封の入金伝票記載金額と相違する場合は、当組合で再確認した金額をもって記帳いたします。  
当組合は、現金その他の再鑑に際して使用者のお立合を願うことがあります。
- (3) 入金袋並びに通帳等はご入金の手続終了後返却いたしますので、窓口で営業時間中にご来店の上お受け取りください。

## 3、(鍵の保管)

- (1) 金庫投入口扉鍵  
入金袋およびその鍵の保管については十分にご注意下さい。  
万一喪失、毀損の場合は、直ちに当組合へその旨お届け下さい。  
この場合、修理・再製・施錠前の取替えに要する費用を負担して下さい。
- (2) 入金袋の副鍵は当組合が保管し、その開閉に使用いたします。

## 4、(損害の責任)

天災、その他の不可抗力による損害、この金庫の投入口扉や入金袋の不完全な施錠、又はご投入方法の不完全による事故等、すべて当組合が内容を確認する前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 5、(取引の制限等)

- (1) 当組合は、夜間金庫使用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがある。  
夜間金庫使用者から正当な理由なく指定期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづき取引の制限をする場合があります。
- (2) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する夜間金庫使用者の回答、具体的な取引の内容、夜間金庫使用者の説明内容およびその他事情を考慮して、当組合がマネー・ロー

ンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづき取引の制限をする場合があります。

- (3) 前記(1)(2)に定めるいずれの取引の制限についても、夜間金庫使用者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

#### 6、(解約)

- (1) この契約は本人の都合又は、金庫を長期間ご使用にならない場合、その他当組合の都合によって必要と認めた場合は、本契約を一時中止又は解約することがあります。

この場合には金庫投入口扉鍵、入金袋、入金袋鍵は直ちに当組合へお返し下さい。

- (2) この夜間金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合は、解約することがあります。

前記解約項目に抵触すると当組合が判断した場合には、金庫投入口扉鍵、入金袋、入金袋鍵は直ちに当組合へお返し頂きます。

#### 7、(転貸・譲渡等の禁止)

この金庫投入口扉用鍵、入金袋、入金袋鍵、若しくは金庫使用权は、他に転貸、譲渡、売買又は質入することは出来ません。

#### 8、(規定の変更)

- (1) この規定の各項目その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

令和 2年 4月 1日改定